

税率・保険料が変わります

国民健康保険の健全・安定化に向けて

国民健康保険制度は、病気やケガなどをしたときに安心して治療を受けることができるとともに、医療費などの給付を行う大切な医療保険制度で、社会保険などに加入している人や生活保護を受給している人以外は、すべて加入対象者となります。

税率は、国保事業の健全で安定した運営や、保険事業の充実に向けて毎年見直されています。

今回の改正では、国民健康保険税に含まれる、「医療給付費分」(国保のすべての加入者に課税される分)・「後期高齢者支援金等分」(後期高齢者医療制度の医療費に充てる分)・「介護納付金分」(介護費用に充てる分)について【表1】のとおり改正されました。新しい税率の適用は今年4月で、7月以降の納付分から調整することになります。

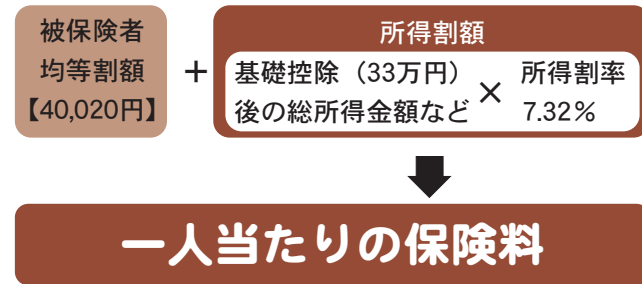
【表1】

国民健康保険税率改正表

医療給付費分(医療分)・・・国保加入者全員が対象
後期高齢者医療支援金等分(支援金分)・国保加入者全員が対象
介護納付金分(介護分)・・・40歳以上65歳未満の人が対象

区分	医療分		後期高齢者医療支援金		介護分	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
所得割額 (前年分所得-33万円) ×税率	6.50%	8.00%	2.77%	2.00%	1.65%	2.04%
資産割額 本年度 固定資産税額 ×税率	7.00%	8.00%	3.10%	2.30%	5.50%	5.70%
均等割額 被保険者 1人につき	19,500円	19,500円	6,300円	5,400円	7,500円	7,500円
平等割額 1世帯につき	20,000円	20,000円	6,500円	5,600円	6,400円	6,400円
課税限度額	470,000円	500,000円	120,000円	130,000円	100,000円	100,000円

【表2】平成22年度後期高齢者医療保険料



後期高齢者医療保険料については、後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害ある65歳以上を含む)の人が加入対象の医療制度で、2年ごとに保険料が見直されます。今回の改正では、今後2年間(平成22～23年度)の保険料が改正されました。【表2】

国民健康保険税の減免について

失業、病気などにより納付が困難な場合は、減免取扱要項の規定に基づき、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合がありますので、各総合支所地域生活課にご相談ください。

相談の際は、離職証明書や退職時までの源泉徴収票など、今年の収入見込みが分かる資料と、印鑑(認印)などをご持参ください。

国民健康保険資格の異動届は忘れず

- ① 転入・転出者がいる場合
 - ② 国民健康保険から社会保険への加入者がいる場合
 - (国民健康保険の資格は自動的に変更されません)
 - ③ 社会保険に加入していた人が社会保険をやめた場合
- などの場合は、各総合支所手続きをしてください。

【問い合わせ】
各総合支所
総務部税務課
国民健康保険税係
☎0220(22)2163

後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険高齢受給者証が更新されます

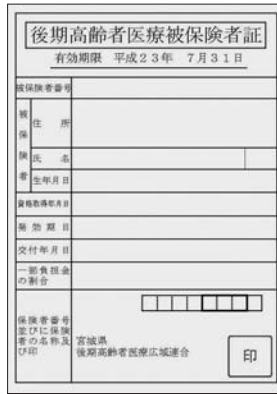
◇後期高齢者医療被保険者証について

75歳以上の人および65歳以上で障害認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日までとなっていて8月以降は使用できなくなります。

新しい被保険者証は、7月20日以降に区長さんが配布しますので、受領してください。

※有効期限の切れた被保険者証(オレンジ色)は、8月になったら破棄してください。また8月から医療機関などを受診される場合は、新しい被保険者証(緑色)をご使用ください。

▶後期高齢者医療被保険者証の用紙の色は、緑色です。



◇国民健康保険高齢受給者証について

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療被保険者は除く)に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限も、7月31日までとなっています。

新しい高齢受給者証は、後期高齢者医療被保険者証の配布と同じ時期に区長さんが配布します。

※有効期限の切れた受給者証については、8月になったら破棄してください。

▶国民健康保険高齢受給者証の用紙の色は、ピンク色です。



◇一部負担金の負担割合について

一部負担金の割合については、軽減特例措置の延長に伴い、平成22年4月から23年3月まで1割のまま据え置かれたことにより、高齢受給者証には「2割(平成23年3月31日までは1割)」と表記されています。

◇受領した際に、次の点を確認してください。

- ▶被保険者証、受給者証を受け取ったら、記載内容に誤りがないか確認し、区長さんが持参する受領書に受領印を押してください。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課 ☎0220(58)2166

新たな高齢者医療制度に係る「地方公聴会」が開催されます

現在、国では後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度(平成25年4月予定)の検討を進めていますが、高齢者をはじめ国民の皆さんのご意見を、高齢者医療制度改革会議における議論に幅広く反映できるよう各地で「地方公聴会」を開催いたします。【参加には入場券が必要です】

【宮城県会場】

【日時】 8月4日(水) 午後1時(12時開場)

【会場】 太白区文化センター(たいはくくる) 仙台市太白区長町五丁目3番2号

次の事項を記載のうえ、はがき、FAXまたは電子メールでお申込みください。(申込者多数の場合は抽選となります)

- ①「高齢者医療制度公聴会 参加希望」と記載
- ②開催地(宮城県会場名を記載)
- ③氏名(フリガナ)
- ④郵便番号・住所
- ⑤電話番号
- ⑥職業
- ⑦年齢

【締め切り】 7月22日(木)(郵送の場合は当日までの消印有効)

【申し込み・問い合わせ】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省保険局高齢者医療課

☎03(5253)1111 FAX 03(3595)3506 ✉kochokai@mhlw.go.jp